

令和 2 年度第 20 回原子力規制委員会 文字起こし（抜粋）

令和 2 年 8 月 27 日
新基準適合性審査チーム

山中委員)

今、報告にありましたように東京電力ホールディングス株式会社に対して、柏崎刈羽原子力発電所の保安規定の変更認可申請の審査会合の中で、委員会でご議論いただいた 7 つの約束についての指摘事項を伝えまして、東京電力からの回答に基づき審議いたしました。当初、回答不十分なところもございましたが、その後丁寧に対応いただいて、今日報告がありましたように指摘事項には回答いただけたかなと思っております。本日もご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

更田委員長)

はい他にご意見ありますか。順番に。伴委員、これまでも指摘されてますけどどうですか。伴委員)

何と言いますか、仕組みとして落とし込んでいくことが大事なので、特に社長の責任を明示したということは重要なポイントであったかと思えます。

私が指摘したことは、いわゆるトランスペアレンシーとアカウンタビリティですから透明性と説明責任、それをもうちょっと踏み込めないかということで、対応はしていただいたんですけども、その結果が通しページの 11 ページですか、11 ページの上のスライド、スライド番号で 17 となっているところの 1. というところの後半に書かれているんだと思いますけれども、ちょっと気になるのは、確かに説明責任については触れているが、透明性という観点に関してはどうなんだろうかと、透明性というのはあくまで説明責任の前提であると考えればそれでよいのかもしれませんが、見方によっては非常に慎重に透明性を回避しているなという見方もできなくはない。だから、安全上重要な事項の決定に関する、特にそのプロセスを、やっぱり、タイムリーに公開していくというものが、果たしてここから読み取れるんだろうかというのがちょっと気になる点です。

それから、もう 1 つは、通しページの 10 ページですけども、これの 2 つ目の段落ですね、「発電所における保安活動は基本姿勢に則り、安全文化を基礎として」これ実は前回も、ちょっと気になったのですが、この表現は果たして適切なんだろうか。安全文化というのはつかみどころがないものです。基本的に。それで、各国の事業者も規制機関も苦労しているわけですけども、そのつかみどころのないものを基礎としてというのはおかしくないか。安全文化は行動指針ではないので、だから、むしろこういう一連のことを通して健全な安全文化の醸成維持を図るといふのならわかるんですけども、安全文化を基礎としてというのは違和感を覚えます。私からは以上です。

更田委員長)

他にありますか。いかがですか、田中委員。

田中委員)

指摘事項についてですね。こういう考え方等はわかるんですけども、伴委員も言われた通り、抽象的とか文化に則りとかですね、やっぱりこれが具体的に事業者が保安規定に基づいて行動ができないといけないので、それは今後の検査等見ていくことになってくるかわからないですけど、若干抽象的なところには引っかかったんですけども、安全文化に基づいてですとか、やっぱり事業者として具体的な行動に移せるときに問題となるような書きぶりがあれば、彼らがしっかりと修正することも将来あっていいのかなと思います。

更田委員長)

他に、石渡委員。

石渡委員)

私が指摘しました指摘事項 5 に関することにつきましては一応必要な対応がなされたというふうに判断いたします。以上です。

更田委員長)

本件、先ほど説明が、まあ私は、これ一回保安規定の審査会合をやって、そのうえで委員会に基本的な考え方について諮られて、議論をして、そこで委員から指摘をされた。それでもう一回審査会合をやったら、なんか今一つというのが返ってきたので、そこでまた丁寧に事務局から指摘をして、そして先週、やった指摘の甲斐があったというか、様々な変更がなされてきたと、まあずいぶん変わったなという気はしますけれども、しっかりしたものが来たので、事務局としては、審査はおおむねこれでということなんですけど、ですから今日の委員会で追加の指摘という形であれば審査を続けてもらう形になるし、これで字句の修正程度にとどまるものであれば、審査会合を開く開かないは山中委員はじめ審査チームの判断ですけども、先ほど伴委員の言われたのは追加の指摘というか、改めてこれをという風にとらえるかどうかですけど。

伴委員)

趣旨としては前回も言ってますし、基本的には字句の修正ということになろうかと思えます。

委員長)

田口さん、どうします。

田口管理官)

はい。完全に全部公開しながらやるんだということは確かに書かれておりません。他方で通しの 20 ページの上のところを見ていただきますと、追加で線が引いてあるところの a)のところですね、「組織の外部の者と効果的に連絡を取り、適切に情報を通知する方法」、こういったことも含めてマニュアルを作るとありますので、これをうまく運用することである程度のことはできると思います。ただまあ、最終的に本当に全部公開しながらやるというこ

と明記するところまで求めるかどうかはご判断いただければと思います。

伴委員)

何もかも公開というのは、それは現実的ではないですし、それを求めているわけではなく、ただやはり安全上重要と考えられる事柄について、どういう議論が行われ、誰がどのよう
に判断したのかというのをできるだけリアルタイムに近い形で社会に発信するというの
は、東京電力の置かれた立場を考えるとそれは当然のことだと思うんですね。それはきっちり担保されるべきと思います。

田口管理官)

そうしますと、今、説明をちょっと飛ばしましたが、通しページの 28 ページ以降にリスク管理業務の実際のフローをですね、提出を求めて、実際の細かい運用をどのようにやっていくというのはここで具体例を書いております。おっしゃるような、これをどういう風に公開するかですね、この社長に上がっているような重要な情報、今は記録をしっかり保存するということまで書かれていますけれども、これをどう公開するか、こんな感じで公開するんだということまでしっかり明記をすべきであるというご意見という風に承ってよろしいでしょうか。あるいはそれは運用でできるってお話しかということなんですけれども。

更田委員長)

伴委員の指摘はクリアだし、さらに他の委員から強い異論が出るようなものでもないと思うので、それがエクспリシットに、明記されていればいい話なので、東電側に全く異なる意見があれば話は別けれども、これはそんなに対処に時間がかかる話ではないだろうと、ただし、書かれている、書かれていないということは重要なので、そういった意味で審査チームとしてこれ、山中委員、クイックに対応できるんだろと思うんですが、それを対処したうえで改めて諮ってもらってという形でいかがでしょうか。

田口管理官)

了解しました。今のを東京電力に伝えて、またその解答をお諮りしたいと思います。

更田委員長)

分かりました。はい、ありがとうございました。